

外部団体各賞・奨励金等の候補者推薦内規

(2018年4月16日理事会制定)

(2018年7月17日改正)

本内規は、本会が他団体の賞・奨励金等に関して他団体からの推薦依頼や会員からの推薦依頼を受けた場合の、推薦候補者選定及び推薦手続きを定めたものである。

1. 主催団体から本会による推薦を依頼されたもの

1-1. 本会が関与するか否かの決定

調査理事は、新規に本会に候補者推薦依頼のあったもの、並びに従来理事会の承認或いは調査理事判断を経て現在も継続しているものであってその主旨に大幅な変更のあったものについて、次の全ての基準に合致するものに対して、本会の関与の可否を理事会に付議し、理事会の承認のもとに選定・推薦作業を進める。

(1) 本会の事業に関連した技術分野のものであること。

(2) 本会会員に有益なものであること。

(3) 本会会員の自由な研究活動を妨げないこと。

これまで対応しているもの（1-3.に示す）については、その趣旨に大きな変更がない限り、調査理事は1-2.に示す対応方法で選定・推薦作業を進めるものとする。

1-2. 対応方法

表1に示す方法により行う。

方法A: 功績・業績の表彰を主眼とするものに適用する。

方法B: 研究の助成、若手研究者育成等を主眼とするものに適用する。

表1. 選定方法

項目	方法A（功績・業績）	方法B（研究助成・育成等）
候補者選定範囲	本会会員（個人或いは維持員）とする。	本会会員（個人）とする。
募集	会員への公募（HP、会告等による）。 代議員には、功績賞・業績賞受賞者一覧表を参考にして推薦するよう案内を行う。	会員への公募（HP、会告等による）。 事案により、代議員、ソサイエティ／グループ運営委員会委員等にも推薦の案内を行う（調査理事判断）。
候補者名簿作成	上記推薦（会員の自薦含む）に基づき50音順に候補者一覧表を作成する。	上記推薦（会員の自薦含む）に基づき50音順に候補者一覧表を作成する。
候補者選定選挙	推薦数枠を超えている場合、代議員に上記候補者一覧表の中から無記名で投票を依頼し、得票数の多い者から推薦数枠内の候補者を選定する。 得票が同数の場合で推薦数枠を超える場合は、個人の場合は年長順とし、維持員の場合は決選投票を行う。 選挙管理は調査理事が行う。	推薦数枠を超えている場合、代議員に上記候補者一覧表の中から無記名で投票を依頼し、得票数の多い者から候補者を選定する。 得票が同数の場合は、年長順とする。 選挙管理は調査理事が行う。

推薦候補者 決定	推薦候補者の決定は、上記投票結果に基づいて理事会が行う。	推薦候補者の決定は、上記投票結果に基づいて理事会が行う。
-------------	------------------------------	------------------------------

1-3. 本会が推薦対象として対応する賞・奨励金等

本会推薦対象とする賞・奨励金等と選定条件概要について表2に示す。

表2. 本会推薦対象の賞・奨励金等と選定条件概要

主催	名称(対象)	方法	会員及び代議員等からの推薦、 代議員投票	本会推薦 数枠
井上科学振興財団	井上學術賞(個人)	A	推薦、投票とも各人1件とする (2件以上は無効)	2件以内
東レ科学振興会	東レ科学技術賞(個人)	A	推薦、投票とも各人2件以内(3件以上は無効) 前年度に学会推薦し落選したのも投票対象に加える	2件以内
	東レ科学技術研究助成(個人)	B	推薦、投票とも各人2件以内(3件以上は無効)	2件以内
島津科学技術振興財団	島津賞(個人)	A	推薦、投票とも各人2件以内(3件以上は無効) 前年度に学会推薦し落選したのも投票対象に加える	制限なし
茨城県科学技術振興財団	江崎玲於奈賞(個人)	A	推薦、投票とも各人2件以内(3件以上は無効) 前年度に学会推薦し落選したのも投票対象に加える	2件以内
日本學術振興会	日本學術振興会 育志賞(個人)	B	推薦、投票とも各人1件(2件以上は無効)	1名
上原記念生命科学財団	上原賞	A	推薦、投票とも各人1件(2件以上は無効)	1名

2. 主催団体から会員への周知を依頼されたもの

2-1. 周知対応

調査理事は、新規に本会に周知依頼のあったもの、並びに従来周知を実施しているものであってその主旨に大幅な変更のあったものについて、1-1.に示す基準(1)~(3)に合致するかどうかを確認し、合致するものについては、本会会告等により会員への周知を行う。

これまで調査理事の承認を得ているものについては、その趣旨に大きな変更がない限り、事務局で本会会告等による会員への周知作業を進め、調査理事に報告する。

2-2. 会員から学会推薦を求められたもの

募集要項に学会推薦も受け付けるとして募集とされており、会員から本会の推薦を求められたものについては、調査理事は、上記1-1.及び1-2.と同様に扱う。

以上